

## 公立大学法人横浜市立大学学生を中心とした広報事業等の推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学生・職員提案による組織横断的、学生中心である広報事業等を行う団体（以下「団体」という。）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付対象団体)

第2条 この要綱による補助金の交付対象団体は、団体の構成員が5名以上で公立大学法人横浜市立大学に在学・在勤であることとする。

### (交付対象事業)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる事業を交付対象とする。ただし食糧費は補助金の対象外とする。

- (1) 大学の広報に寄与する事業
- (2) その他理事長が特に必要と認める事業

### (補助金額)

第4条 補助金額は、団体が前条に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち補助金交付対象として理事長が認める経費について予算の範囲内で決定する。

2 前項に掲げる経費のうち、出張に伴い連絡や報告が必要な場合、出張1日につき通信費として100円を経費として計上することができる。

### (手続及び必要書類)

第5条 補助金の交付のための手続及び必要書類は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 補助申請

補助金交付を受けようとする団体は、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- ア 学生を中心とした広報事業等の推進補助金申請書(第1号様式)
- イ 学生を中心とした広報事業等の推進補助金予算書(第2号様式)

#### (2) 交付決定

理事長は、申請書類を受理後、速やかに申請書類を審査し、補助金交付の可否を決定する。交付が決定した場合は、団体に学生を中心とした広報事業等の推進補助金交付決定通知書(第3号様式)を交付する。

#### (3) 補助金請求

補助金交付を受けようとする団体は、交付決定後、学生を中心とした広報事業等の推進補助金請求書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

#### (4) 活動報告

補助金交付を受けた団体は、活動終了後速やかに、次の書類と領収書等経費の支出を証する書類を添付し理事長に提出しなければならない。領収書等経費の支出を証する書類がない場合の経費の支出は、内訳書を添付しなければならない。

- ア 学生を中心とした広報事業等の推進補助金報告書(第5号様式)
- イ 学生を中心とした広報事業等の推進補助金決算書(第6号様式)

#### (5) 補助金の取り消し、返還

補助金の交付を受けた団体が次の各号に該当した場合は、補助の一部又は全額を返還しなければならない。

- ア 精算後に余剰金が生じた場合
- イ 虚偽、その他不正手続きによって補助を受けたとき
- ウ 補助金交付の条件に違反したとき
- エ 事業を中止したとき
- オ 事業報告書を提出しないとき
- カ 報告により事業内容が適正でないと認められたとき
- キ その他この要綱に違反したとき

(6) 補助金の追加交付

補助金の交付を受けた団体は決算の結果止むを得ず交付金額が不足した場合、追加で補助金の交付申請をすることができる。追加交付のための手続は、新規交付申請と同様の手続きをおこなわなければならない。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条第1項第1号ア）

## 学生を中心とした広報事業等の推進補助金申請書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

事業名

団体名

代表者住所

代表者名

印

学生を中心とした広報事業補助金を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 補助金名 \_\_\_\_\_

2 補助金申請額（第2号様式 3 補助金申請額） ¥ \_\_\_\_\_

3 活動予定・活動内容

活動名	実施時期	活動内容

4 プロジェクトメンバー総数 人

5 添付書類

学生を中心とした広報事業等の推進補助金予算書（第2号様式）

第2号様式（第5条第1項第1号イ）

学生を中心とした広報事業等の推進補助金予算書

事業名 \_\_\_\_\_

1 収入額

項目	金額	説明
合計		

2 支出額

項目	金額	説明
合計		

3 補助金申請額（2 支出額 - 1 収入額）

\_\_\_\_\_円

年 月 日

学生を中心とした広報事業等の推進補助金交付決定通知書

事業名 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

公立大学法人  
横浜市立大学 理事長

平成 年 月 日付で申請のあった「学生を中心とした広報事業等の推進補助金」について、次の条件をつけて￥\_\_\_\_\_を 年 月 日（予定）までに交付する。

- 1 学生を中心とした広報事業等の推進補助金は、ほかの経費に流用しないこと。
- 2 学生を中心とした広報事業等の推進事業終了後は速やかに学生を中心とした広報事業等の推進補助金報告書及び学生を中心とした広報事業等の推進補助金決算書を提出すること。
- 3 虚偽、そのほか不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部を返還すること。
- 4 精算後に余剰金が生じた場合は、その余剰金を返還すること。

第4号様式（第5条第1項第3号）

学生を中心とした広報事業等の推進補助金請求書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

事業名

団体名

代表者住所

代表者名

印

学生を中心とした広報事業等の推進補助金として、次の金額を請求します。

¥

上記代表者に現金をお支払い願います。

---

領 収 書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

¥

上記正に領収いたしました

団体名

団体代表者住所

団体代表者名

印

第5号様式（第5条第1項第4号ア）

学生を中心とした広報事業等の推進補助金報告書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

事業名

団体名

代表者住所

代表者名

印

補助金の交付を受けた活動について、次のとおり報告します。

1 活動報告書

活動名	実施時期	活動内容

2 添付書類

- ・学生を中心とした広報事業等の推進補助金決算書（第6号様式）
- ・領収書等

第6号様式（第5条第1項第4号イ）

学生を中心とした広報事業等の推進補助金決算書

事業名 \_\_\_\_\_

1 収入額

項目	金額	説明
合計		

2 支出額

項目	金額	説明
合計		

3 決算額（2 支出額 - 1 収入額）

\_\_\_\_\_ 円